

1章 緑の基本計画について

1 都市緑地法に基づいた計画です

わが国では近年の少子高齢化の進行により、高齢者人口の割合がますます高くなっています。また、生活に身近なところでは、地球規模での温暖化防止への関心が高まるなど、社会情勢が徐々に変わってきています。その中で公園や河川、森林などの緑は、都市空間にやすらぎとうるおいを与え、人々が快適で健康的な生活をおくるうえでますます重要になっています。

これらを背景として、平成6年に都市緑地保全法（現在は都市緑地法）が改正され、「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」を定める制度が新設されました。

北広島市緑の基本計画(以下「緑の基本計画」)は、21世紀という新しい時代に入った今、環境保全、防災、景観、レクリエーション、といった多様な機能をもつ都市の緑の保全と創出を図りながら、やすらぎとうるおいのある快適な生活環境を有するまち北広島をめざし、まちづくりの主体である市民、事業者、(森林等土地所有者)、行政の共通の「緑のまちづくり」の指針となるものです。

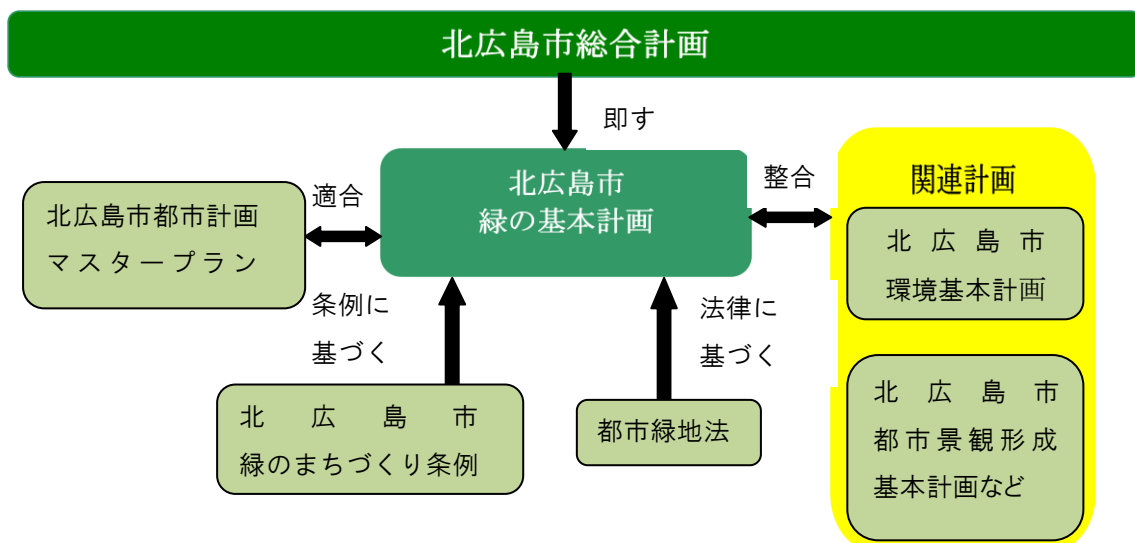
2 北広島市のさまざまな計画の中で、緑や水の環境づくりを担う計画です

緑の基本計画は、都市緑地法に基づく計画であるとともに北広島市緑のまちづくり条例にも基づいています。

緑の基本計画は、北広島市総合計画を上位計画として、都市計画マスタープラン、環境基本計画などの各分野の計画との整合のもとに定められ、これらが一体となって総合的に取り組み、本市のめざす緑の将来像を実現することになります。

また、この緑の基本計画は、国や道、民間の計画と整合を図りながら、具体的な様々な計画を策定する際の指針となります。

図表 1. 北広島市緑の基本計画の位置づけ



3 平成 32 年を見据え、都市の生活に必要な緑を扱う計画です




緑の基本計画は、緑豊かな都市づくりを進めるために、都市の骨格となる公共施設の緑地から事業所や個人の庭先までの私有地を含む本市のすべての緑を対象とします。

また、緑の基本計画の目標年次は平成 32 年とします。

図表 2. 緑の主な機能

都市にとって、様々な機能を担っています。

都市における緑の機能は、以下の 4 系統に分類できます。

 <p>省エネルギー化に寄与</p>	 <p>生物の生息環境</p>	 <p>運動・遊びの場</p>	 <p>散策・自然学習の場</p>
 <p>気候緩和、大気浄化</p>	<p>環境保全系統 人と自然が共存する 都市環境を確保する</p>	<p>レクリエーション系統 変化に対応した余暇 空間を確保</p>	 <p>休養・休息の場</p>
 <p>流量の調整、洪水の防止</p>	<p>防災系統 災害防止、避難地、 救援活動拠点などの 機能</p>	<p>景観構成系統 四季の変化、うるお いのある美しい景観</p>	 <p>自然景観の構成</p>
 <p>災害時の避難場所</p>	 <p>延焼の遅延や防止</p>	 <p>うるおいある都市景観</p>	 <p>都市景観に風格の付与</p>

4 市民参加で計画づくりが進みました

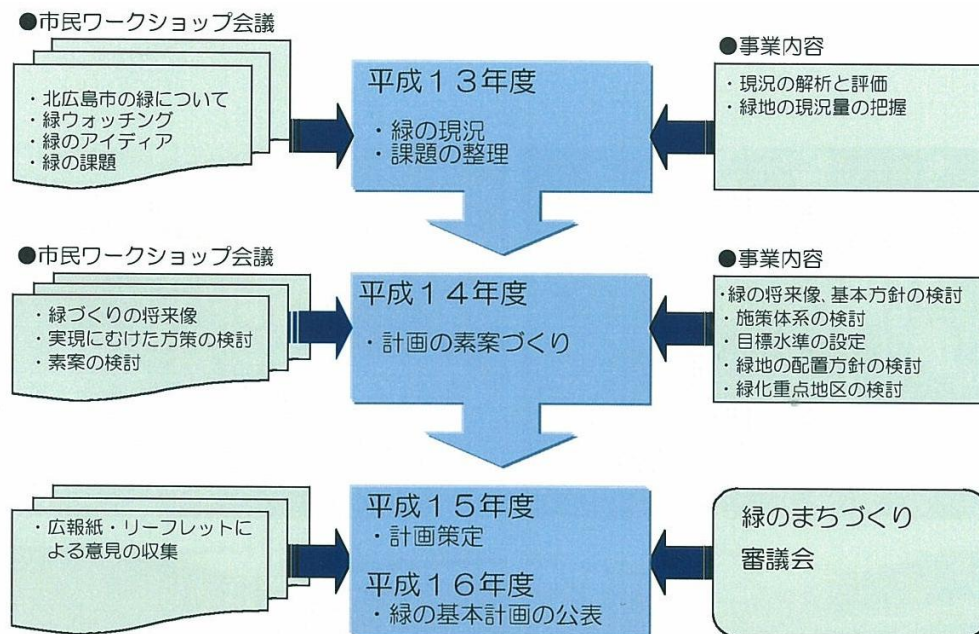
計画づくりにあたっては、平成13年度より2カ年にわたって開催した市民ワークショップ会議や、都市計画マスタープランのアンケート調査等から緑に関する意見等を把握、整理し、それらをもとに計画の骨子をつくり、その後も会議を重ね内容を検討してきました。

このほか、広報紙やホームページ、素案概要版（リーフレット）を通じていただいた意見も参考にしました。

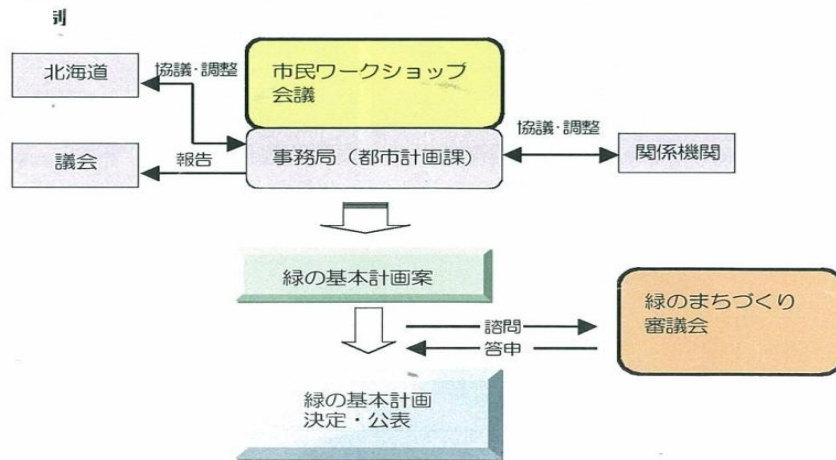
5 市民の提言から素案・原案へ

市民ワークショップ会議からの提言、データや文献等による緑の現況を基に、課題の整理、方針等の検討を行い平成14年度に計画の素案をまとめました。平成15年度は素案について関係機関と協議・調整を行い原案を作成し、平成16年度に緑のまちづくり審議会へ諮問し答申を経て、本市の計画として決定し公表するものです。

図表3. 策定作業の進め方



図表 4. 策定体制



6 緑の基本計画の改訂について

北広島市では、多様な機能を持つ都市の緑の保全と創出を図りながら、やすらぎと
うるおいのある快適な生活環境を有するまちを目指すことを目的として、平成16年度
に「北広島市緑の基本計画」が策定されましたが、中間年において社会背景や法体系等
が大きく変化していることから、市内の緑の変化と現状、市民意識の変化、これまでの
施策の進捗状況を検証し、中間年における時点修正を基本として改訂するものです。

図表 5 改訂フロー図

